



岩手労働局発表
平成28年10月18日(火)

担 当	総務部 労働保険徴収室長 藤本 行男 室長補佐 福田 利文 (電話) 019-604-3003 (FAX) 019-604-1532
--------	--

労働保険料等の納付猶予制度の周知について

～台風10号による被害にも適用されます～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）は、労働保険料等の納付猶予制度についての案内文を平成28年10月18日に、台風10号による被災地域の事業主に送付しました。

被害の程度に応じて、一定期間（最大1年間）納付の猶予を受けることができる場合があります。案内文の概要については以下の通りです。

1 対象となる事業主

台風10号による被害により、事業の経営のために必要な財産（事業財産）に相当な損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料、一般拠出金及び追徴金）の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、「災害が止んだ日から2か月以内」に岩手労働局へ「労働保険料等納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「労働保険料等納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、猶予を希望される方に送付いたします。（上記様式は「岩手労働局ホームページ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home/120302/121077.html>」からダウンロードできます。）